

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

上記代理人

上記代理人

平成21年9月19日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成21年9月16日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成21年9月16日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年9月19日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

とは別居し、別世帯であることは明らかであり、離婚していないことを理由とする保護申請却下は不当である。

裁 決 の 理 由

1 本件に関しては次の事実が認められる。

2 判断

(1) 世帯の認定について

ア 生活保護における世帯の認定においては、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同一世帯員として認定することとなっている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第1）。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第1の1では、居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合とされている。

- (ア) 出かせぎしている場合
- (イ) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (ロ) 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (ハ) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (ニ) 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合
- (ホ) 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合
- (ヘ) その他(ア)から(ハ)までのいずれかと同様の状態にある場合

イ 法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる（生活保護手帳別冊問答集2009問1-1）。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、平成21年10月7日付け弁明書において、請求人は離婚調停が不調に終わって以降、夫との接触を拒んでいる状態であり、夫婦関係の破綻とは確認できず、夫婦は互いに扶養する義務があるので、法における世帯単位の原則に照らしても生活保護を適用させる段階にはなく、夫婦が話し合うことが最優先と判断し申請を却下した。したがって、処分に違法・不当な点はないと主張する。

(3) 原処分について

請求人と■の状況については、前記1の(1)ないし(7)によると、平成12年4月の結婚以降、同居していたのは約1年半の短い期間しかなく、平成16年10月以降は現在に至るまで別居状態が続いていること、その間、不調に終わったものの離婚調停を行っていたことなどから、前記(1)のイに照らし、夫婦関係は事実上解体していると判断することが相当であり、また、前記(1)のアの(ア)ないし(イ)にも該当しないので、請求人と■を同一世帯員と認定することはできない。

したがって、請求人については、単身世帯と考えるべきであり、処分庁の主張は採用できない。よって、主文のとおり裁決する。

平成21年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

